# 被害者等支援計画

平成29年11月 株式会社 宝殿

#### 1、はじめに

本計画は、「公共交通事業者による被害者等支援計画ガイドライン」(国土交通 省 平成25年3月29日)に則り、お客様の死傷を伴う事故・災害等(以下「事 故」という。)が発生した場合の救護・情報提供・現場対応、被害者様およびご 家族様に対する対応と実地体制等について以下のとおり「被害者等支援計画」を 定めます。

#### 2、被害者等支援の基本的な方針

## (1) 安全輸送確保に対する基本的な考え方

輸送の安全確保が事業経営の根幹である事を深く意識し、従業員に輸送の安全 確保が最も重要であるという意識を徹底いたします。

安全確保のためには一致協力し、人命の安全・二次被害防止を最優先に努めて まいります。

## (2) 被害者等への支援に関する基本的な姿勢

万が一事故が発生した場合には迅速に対策本部を設置し、関係機関の協力のもと事故対応、原因究明に取り組んでまいります。また、被害者様及びご家族様にはお気持ち、ご意見をお伺いし迅速、かつ寄り添いながら精一杯の対応・支援に努めてまいります。

#### 3、被害者等支援の基本的な実施内容

## (1) お客様の救護等

事故発生時は、救護及び二次被害防止に努め、関係機関・周辺協力者と共に対応にあたります。

- ・負傷者の手当
- ・関係機関への連絡
- ·二次被害防止策(避難・誘導)

#### (2) 情報提供

被害者等の情報収集は、出来る限り警察・消防機関等に提供して頂く依頼をし、 ご家族様等の問い合わせ・ご相談にプライバシーには十分配慮し対応する。

いち早く現場へ社員を派遣し、本部・現場・ご家族様との連携、情報共有、対応に努めてまいります。

#### (3) 事故現場等における対応

①事故等の発生直後においては、可能な限り被害者等のご家族に付き添い、待機

場所等の提供・要望にお答え致します

②病院において、事故の被害者等に対し意思・意向を尊重しつつ対応に努めてま いります

## (4) 継続的な対応

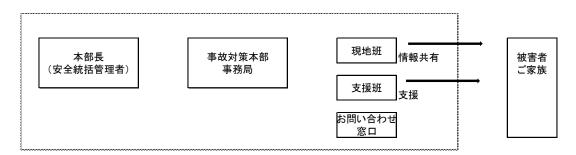
被害者及びご家族が希望・要望を尊重し出来る限りの対応・支援に努めてまいります。

## 4、被害者等支援の基本的な実施体制

## (1) 体制の確立

事故発生時直後においては、負傷者の手当、二次被害防止を最優先に行い、必要に応じて事故対策本部を設置し対応にあたります。(以下体制図参考)

## 「被害者支援の実施体制図 |



## (2) 研修・教育・教訓等

万が一に事故に備え年に1度「事故対応訓練」、「救急救命訓練」を行っております。